

鶴見区社会福祉協議会 一般競争入札「区社協だより発行にかかる請負」実施要領

- 1 入札内容 一般競争入札「区社協だより発行にかかる請負」
- 2 内 容 大阪市鶴見区社会福祉協議会発行機関紙「鶴見区社協だより」発行にかかる企画・編集・印刷・各戸配付業務
- 3 選定方法 見積書と制作物による総合評価により決定する。

(1) 提出書類

A 見積書

次の項目①～④の内容を満たしている見積書をご用意ください。

- ①住所又は事務所所在地、商号又は名称、氏名又は代表者氏名を記載し、社印を押印しているもの
- ②仕様書に記載している商品別の単価・合計額（配送料など委託業務に必要なすべての費用を含む）および全商品の合計金額、消費税および地方消費税額を記載しているもの
- ③A4 サイズ程度でお願いします。
- ④見積書の様式はありません。

B 制作課題 次の①・②からどちらか1つを提出願います。

- ①作成課題 ※地域住民が集う居場所を紹介する記事
テーマ 新たな出会いとつながりづくりのために
毎月第2火曜日 午後1時から3時
参加費 お一人100円（ドリンク付き）
住所 鶴見区諸口5丁目△△-〇
コメント「高齢者から幼児まで、どなたでも参加大歓迎！
趣味を通し、一緒に楽しみながら仲間づくりしませんか？」
- ②過去、貴社が作成した広報紙等の現物またデータを2種類

大阪市鶴見区社会福祉協議会 選定委員会において決定する。

評価基準 A（見積書）

最低金額を10点とし、高価な順に2点を引いていく。但し、最低額の1.5倍以上超えた金額は0点とする。

- 例 A社 10万円 B社 12万円 C社 15万円
- A社 10点
B社 8点
C社 0点（1.5倍以上超えるため）

評価基準 B（制作課題）

提出課題（選定者に事業者名は示さない）を複数の評価者が0～10点で評価し、その平均値を点数とする。

- 例 A委員 10点 B委員 7点 C委員 6点
- $(10+7+6) \div 3 = 7.6$ ※すべて小数点第2切り捨て
(評価項目)

- ・社会福祉事業を推進する当会のイメージにあうか
- ・多くの地域住民に好感を得る色彩・デザインか
- ・記事・イラストが読みやすい構成になっているか

※評価基準 A と評価基準 B の合計値が一番高い事業者を入札事業者とする。

(2) 提出期限 令和6年4月22日(月)午後5時まで

(3) 結果通知 提出期限後1週間以内に可否を書面にて連絡する。

4 一般競争入札業者の選定条件

次の条件を満たす業者を選定する。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 大阪市の入札参加資格者名簿に「承認種目 05:活平版」で登録していること。また、登録している者でも入札日現在、指名停止措置並びに入札除外措置の対象でない者。

(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(4) 令和元年度以降、公共機関または大阪市24区社協と取引実績があり、その取引において、誠実かつ信頼のおけるものであったと当会が認める事業者であること。

(5) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。

5 入札参加資格 入札指名通知書を通知する。

6 スケジュール等

- ・業者への通知(本会ホームページにて公開) 令和6年4月9日(金)～

資料① 入札参加申請書

資料② 委任状

資料③ 仕様書

資料④ 特記仕様書

資料⑤ 辞退届

- ・見積書等提出期限 令和6年4月22日(月)午後5時

- ・選定日 令和6年4月23日(火)午後2時

- ・納品期限 (落札業者と打ち合わせ)区社協だより発行日の7日前

7 応札方法 見積書・課題を封筒に入れ、封をし、持参または郵送にて当会まで提出いただく。

8 入札辞退 一般競争入札を辞退される場合は、担当者へその旨申し出てもらう。

9 決定方法 見積書・課題をもとに、選定委員会で決定する。

10 その他

(1) 一般競争入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(2) この一般競争入札を行う場合に遵守すべき事項は、「入札指名通知書兼入札指名通知事項」による。

(3) 保証人は不要とする。

(4) 開札後落札までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含

む。)が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

(5) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。